

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務及び組織の見直し（案）（概要）

	講じる措置	特に協会が講じるべき措置の具体例	主な背景・理由
◆事務及び事業の見直し			
(1) 国民世論の啓発	効果的・効率的な事業の在り方を検討の上で事業を実施することとする。	①より効率的・効果的な啓発事業の推進に向けた見直し ・啓発媒体の伝達方法の検討 ・各種事業実施効果の検証方法等の検討 ②北方領土問題にふれる機会のより積極的な提供 ・全国の青少年、教育関係者等を対象とした事業の重点的実施 ・SNSの一層の活用による北方領土問題にふれる機会の積極的な提供	①より効率的・効果的な啓発事業の推進に向けた見直しや、②返還要求運動の後継者対策として北方領土問題にふれる機会のより積極的な提供が必要であるため。
(2) 北方四島との交流事業	引き続き事業を実施することとする。	(今後の日露両国における協議の進展に伴う対応があり得る。)	事業実施後のアンケート結果を踏まえ、日本国民と北方四島在住ロシア人との間の相互理解が深まっていると認められるため。
(3) 北方領土問題等に関する調査研究	引き続き事業を実施することとする。	(活用状況を踏まえ、必要性の低下したものは見直しを行う。)	調査研究レポート、有識者等による意見交換会のいずれも、返還要求運動を行う上で活用されており、有意義であると認められるため。
(4) 元島民の援護	引き続き事業を実施することとする。	—	元島民等の特殊な事情等にかんがみた事業の適切な実施により、元島民等が返還要求運動における重要な役割を果たし続けていると認められるため。
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	必要な融資メニューの見直しを行うこととする。	融資メニューの見直しについては、具体的な内容をできる限り早期に決定	旧漁業権者法に基づき、北方地域旧漁業権者等に対して効果的・効率的な融資事業を行っている認められる一方、融資メニューの見直しについては、社会情勢や利用者ニーズを一層反映したものとすべく、できる限り早期に具体的な内容を決定する必要があるため。
◆組織の見直し			
(1) 組織形態の見直し	現在の組織形態により業務を遂行することとする。	—	協会の果たすべき役割は、独立行政法人として設立された当初から現在においても何ら変わっていないため。
(2) 組織体制の整備	組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行うこととする。	(今後の日露両国における協議の進展に伴う対応があり得る。)	独立行政法人としては最少の職員の中、チーム編成の工夫等により、効果的・効率的に事業が実施されていると認められ、引き続き不断の努力を重ねる必要があると考えられるため。
◆その他			
(1) 業務運営体制の整備	更なる内部統制機能や情報セキュリティ対策の充実、強化により、引き続き適正な運営体制の確保を図る。	—	引き続き内部統制の向上や情報セキュリティ対策の強化等を図り、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていく必要があるため。
(2) 財務内容の改善	公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、協会が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施するなど、引き続き適正なものとなるよう努める。 また、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するものとする。	—	調達手続については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき協会が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施するなど、今後も不断の努力を重ねる必要があるため。 積立金については、法令に基づき、厳格に算出する必要があるため。